

石木ダム 本音の論議を

山口 恭祐 (報道部)

長崎



9/12

県と佐世保市が東彼川棚町に計画している石木ダムの事業認定が告示された。2009年11月の申請以来、県や市は「不認定なら事業推進は困難」としてきたが、そもそも不認定の可能性など最初からなかったのではないか。認定庁の国土交通省九州地方整備局（九地整）が、事業への反対意見に対し示した見解は、県や市の主張を全面的に認める内容に終了した。

それは当然ともいえる。例えば、反対意見の中で市の将来の水需要予測に対し「予測が過大だ」とする指摘があったが、予測は国が示した指針に沿った手法で行われている。同じ国の機関が否定するとは考えにくい。九地整はこれまでに80件の事業認定申請を扱ったが「認定拒否」（不認定）はゼロ。公共事業が公的な基準や手法に沿って進められている以上、事業認定は単なる手続きにすぎない。

反対地権者と交渉の糸口さえ見いだせない中、強制収用に道を開く事業認定を順当に得て、県側は「交渉での解決を目指す」と、いつまで言い続けるのだろうか。強制収用に及んでも事業実現を目指すのか否か。重要な問題だけに、早く本音の論議を始めるべきだ。